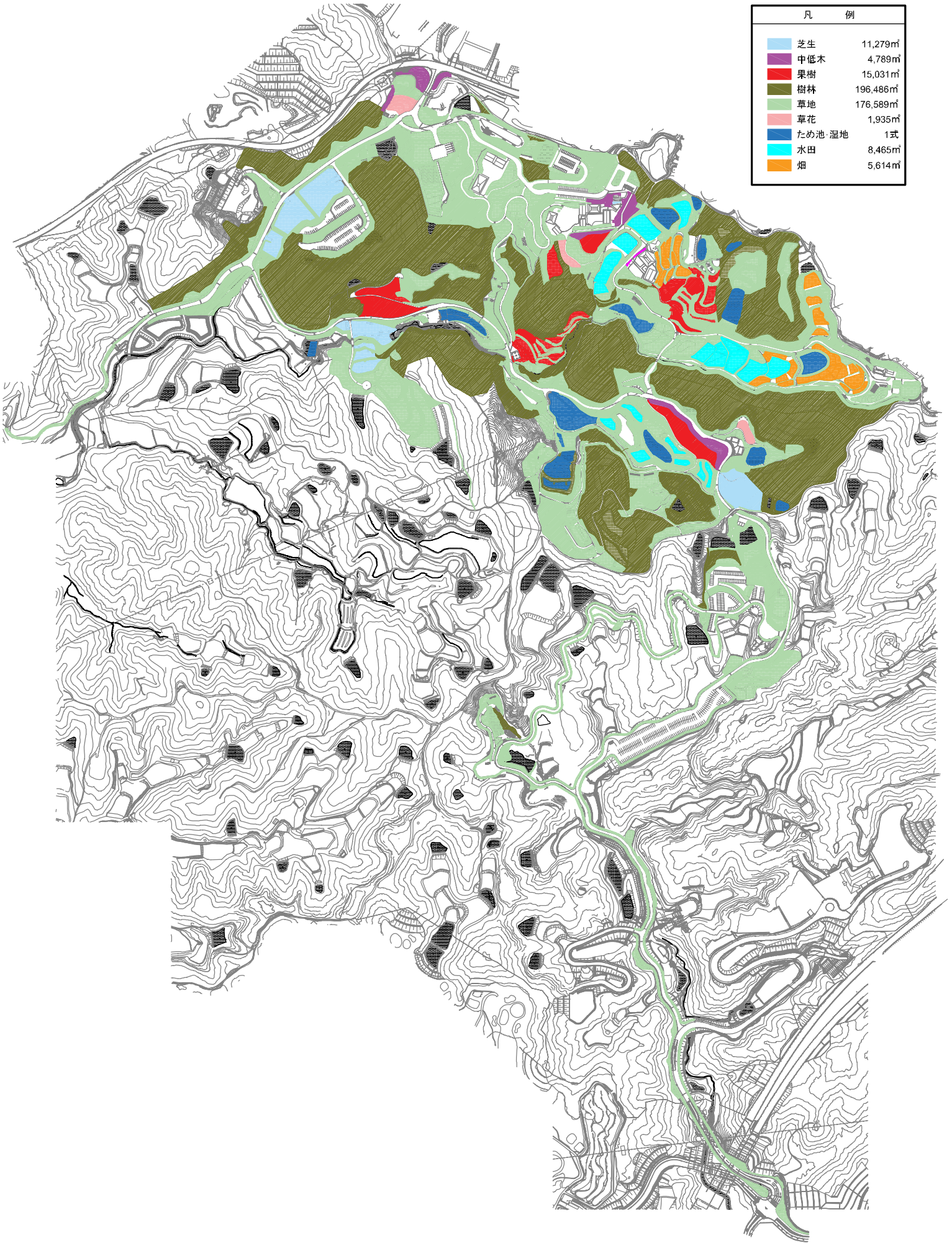


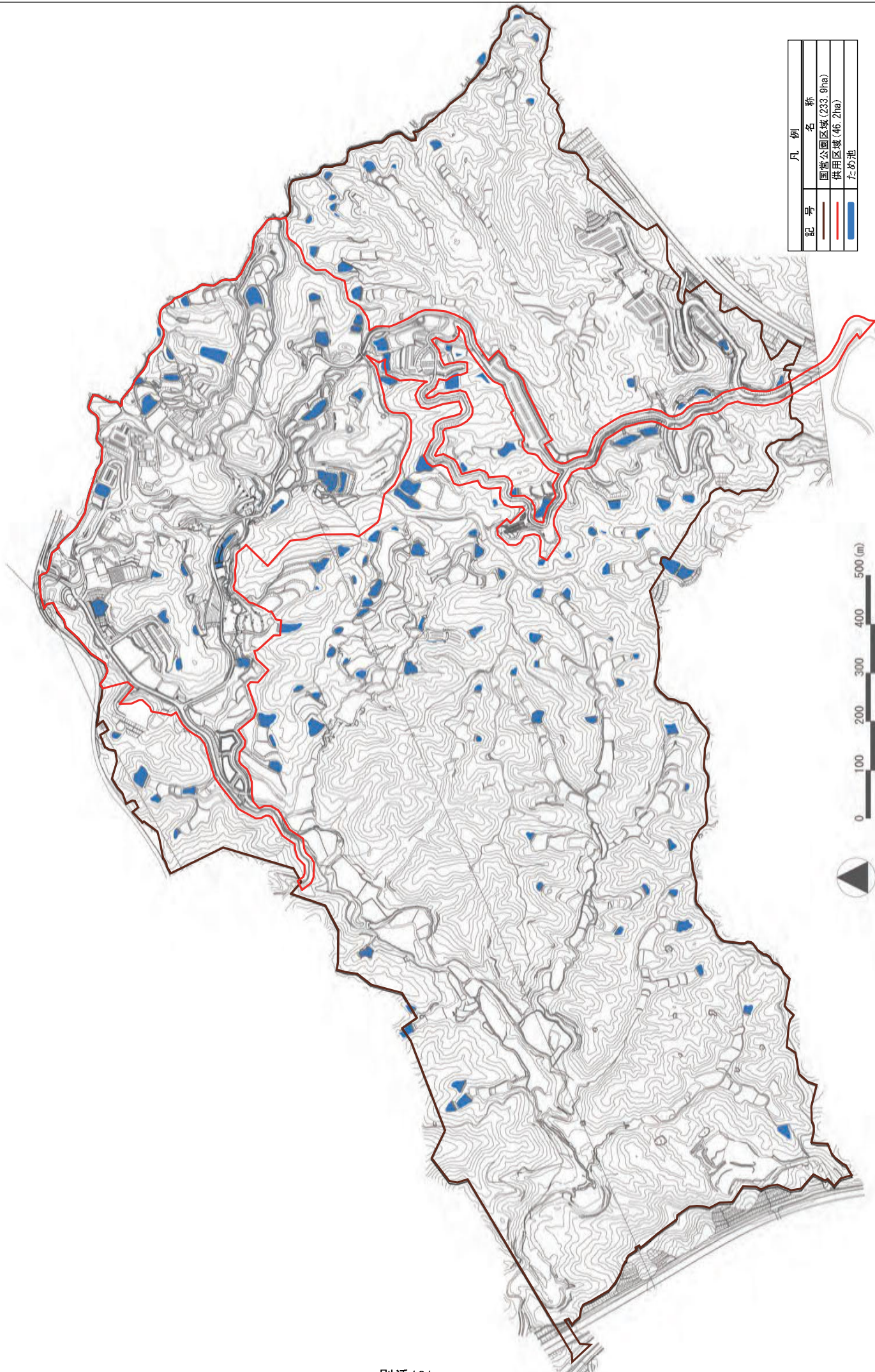
植物管理区域図



**貴重種一覧**

主に草地・林縁に分布する希少植物		
コオニユリ	ユウスゲ	ヒメミコシガヤ
イヌハギ	ツチグリ	カワラナデシコ
スズサイコ	オオヒキヨモギ	キキョウ
オグルマ	ヤブレガサモドキ	ハバヤマボクチ
湿地・ため池に分布する希少植物		
ハンゲショウ	ホソバヘラオモダカ	コガマ
アワボスゲ	フトイ	タコノアシ
樹林に分布する希少植物		
ハリマサムシグサ	エビネ	キンラン
アリマグミ	キヨスミウツボ	テイショウソウ
哺乳類		
ニホンリス	カヤネズミ	ホンドギツネ
ホンドテン	ニホンアナグマ	
鳥類		
オシドリ	ホトトギス	イカルチドリ
タシギ	ミサゴ	ハイタカ
フクロウ	カワセミ	アオゲラ
ハヤブサ	サンショウクイ	トラツグミ
両生類		
セトウチサンショウウオ	アカハライモリ	ニホンヒキガエル
ニホンアカガエル	ヤマアカガエル	シュレーゲルアオガエル
昆虫類		
カトリヤンマ	サラサヤンマ	キイロサナエ
ハネビロエゾトンボ	エゾトンボ	オオミズムシ
コオイムシ	ミドリシジミ	クロシジミ
ゴイシシジミ	ウラキンシジミ	オオムラサキ
爬虫類		
ニホンイシガメ	タカチホヘビ	ジムグリ
魚類		
カワバタモロコ	ミナミメダカ	ギンブナ





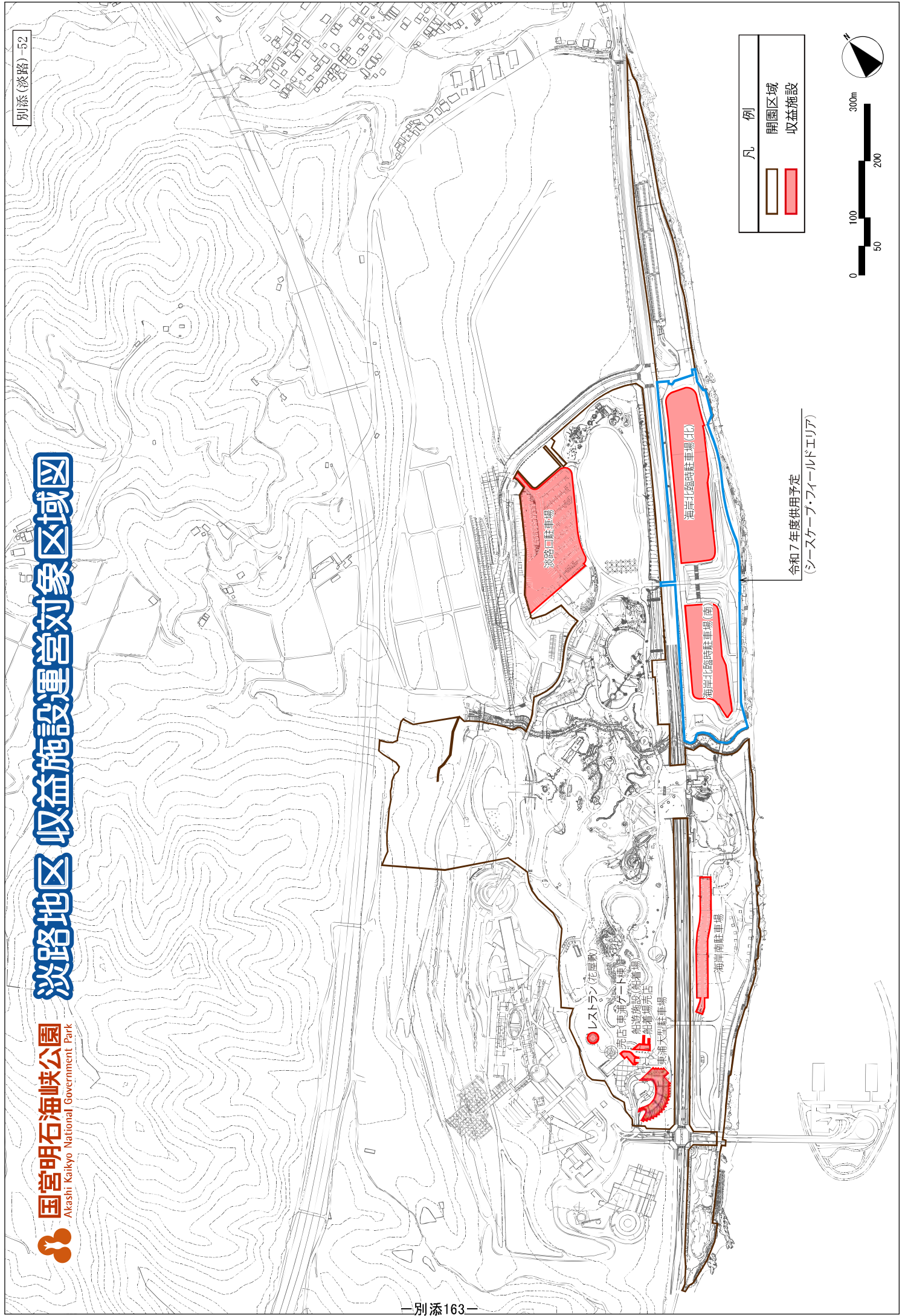
記号	凡例	名称
—	国営公園区域	(233.9ha)
—	供用区域	(46.2ha)
■	ため池	







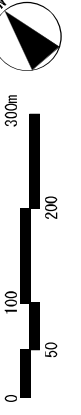
# 淡路地区 収益施設運営対象区域図

別添(淡路)-52



凡 例	
	開園区域
	収益施設

令和7年度供用予定  
(シーズケープ・フィールドエリア)





# 神戸地区 収益施設運営対象区域図



記号	凡例	名称
		国営公園区域(233.9ha)
		供用区域(46.2ha)



「R5-9 国営明石海峡公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

(情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

(管理状況の調査)

第11条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 発注者は、事業者が本要領に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 収益施設 ○年度収支状況

科目	金額	備考
売上高(A)	0	
売上原価(B)	0	
人件費	0	
消耗品費	0	
燃料費	0	
印刷製本費	0	
光熱水費	0	
修繕費	0	
通信運搬費	0	
手数料	0	
保険料	0	
委託費	0	
賃借料	0	
負担金	0	
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)	0	
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくとする。

令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 駐車場施設 ○年度収支状況

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくとする。



令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 自動販売機施設 ○年度収支状況

科目	金額	備考
売上高(A)		(7,766 × 15%が共同収入)
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくとする。

令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 園内移動施設 ○年度収支状況

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくとする。

令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 臨時出店等施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 飲食施設 ○年度収支状況

(単位:円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。



令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 物販施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

令和〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 船遊施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

国営明石海峡公園 収益施設施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)	0	
売上原価(B)	0	
使用料	0	
仕入れ代(額)	0	
人件費	0	
通信運搬費	0	
水道光熱費	0	
備品費	0	
消耗品費	0	
委託費	0	
その他	0	
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)	0	
営業利益(E=C-D)	0	

- (注)
1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
  2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

国営明石海峡公園 飲食施設施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

- (注)
1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
  2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。



令和〇〇年〇月〇日  
再委託先

国営明石海峡公園 物販施設 ○年度収支状況

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

令和〇〇年〇月〇日  
再委託先

国営明石海峡公園 船遊施設 ○年度収支状況

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

令和〇〇年〇月〇日  
再委託先

国営明石海峡公園 自動販売機施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

# 神戸地区 体験学習施設の設置可能範囲

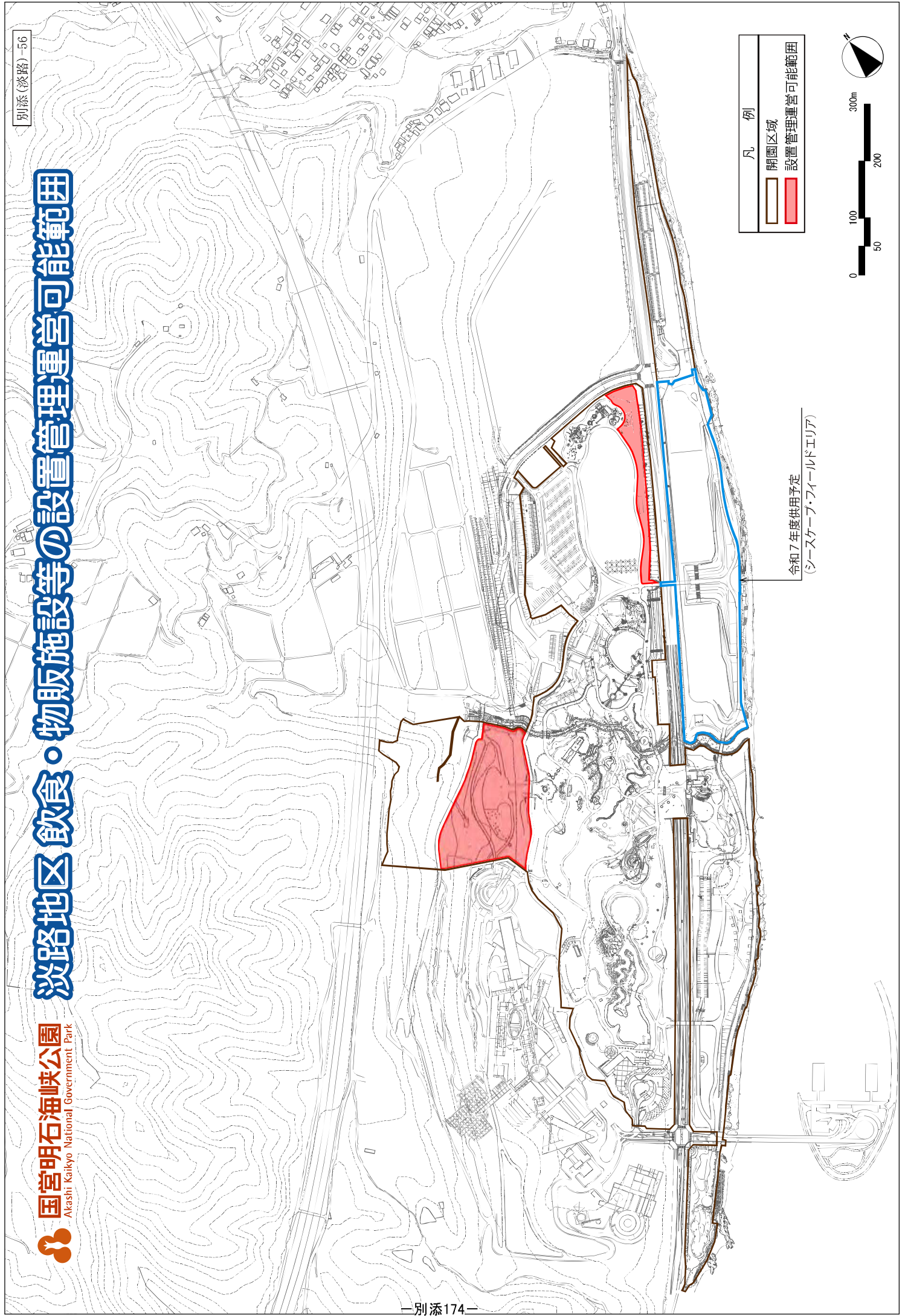


記号	凡例	名称
— (Red line)		国営公園区域 (233.9ha)
— (Blue line)		供用区域 (46.2ha)
■ (Blue fill)		体験学習施設の設置可能範囲





# 淡路地区 飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲

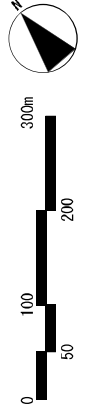
別添(淡路)-56



凡 例

	開園区域
	設置管理運営可能範囲

令和7年度供用予定  
(シースケープ・フィールドエリア)



令和4年3月31日  
国営明石海峡公園事務所

## 国営明石海峡公園神戸地区「森のゾーン」における官民連携事業の導入に向けた マーケットサウンディング調査の結果について

### 1. 調査の目的

国営明石海峡公園神戸地区(神戸市北区・西区、愛称:あいな里山公園)では、「森のゾーン」において官民連携事業の導入に向けた検討を進めています。このたび、民間事業者の皆様との対話を通じて事業のアイデアや参画条件などを把握するため、マーケットサウンディング調査を実施しました。



### 2. 調査対象地

国営明石海峡公園神戸地区は、「里地里山文化公園」をコンセプトに、大都市近郊に残された里地里山の環境を保全・再生しながら、自然や歴史文化を活かした体験・交流の場を提供する持続可能な公園づくりを目指しています。神戸地区「森のゾーン」は、里山の自然の中で、美しい風景を創出するとともに、子どもの遊びなど幅広い世代による余暇活動や自然環境の大切さを学習するゾーンに位置付けされており、今後重点的に整備を進めることとしています。

### 3. 調査の経緯

日程	内容
令和3年12月24日(金)	サウンディング調査実施要領の公表
令和4年1月17日(月)	事前説明会・現地見学会の実施
令和4年1月28日(金)	質問回答公表
令和4年2月28日(月)	個別対話の実施
～令和4年3月4日(金)	(対面またはWEB形式で簡易提案書をもとに意見交換)

### 4. 調査の参加状況

事前説明会・現地見学会の参加者・・・ 8社  
個別対話の参加者・・・・・・・・・・・・・・ 1社

### 5. 調査結果の概要

#### 1) 立地条件

・神戸の都心近郊にまとまった里山が残されており、高速度道路でのアクセスが良いことから、身近にふれあえる自然環境としての魅力は高いとの意見が多くありました。

- ・高速度道路以外でのアクセスがあまり良くなく、目立たない場所にあるため、イベントなど特定の目的がある利用者以外を訪れにくいとの意見がありました。
- ・隣接する都市公園や周辺の類似施設と利用者が競合する可能性があり、集客性を高めるためには施設内容や利用者層の差別化、施設間の連携強化が課題との意見が多くありました。

### 2) 事業アイデア

次のような事業アイデアの提案があり、複合的な施設導入の提案もありました。

- ① 里山や棚田を活かしたキャンプ場、企業研修などで中期利用もできる宿泊施設、サウナなどの温浴施設
- ② 開園区域の収穫体験等と連携したパーベキュー場、レストラン・カフェ、マルシェ
- ③ 里山林を活かした大規模で独自性の高いアスレチック遊具(ネット遊具、ジップライン等)
- ④ トレイルラン、マウンテンバイク、シクロクロス、パギーなどの林間スポーツコース
- ⑤ エントリー層向けの農業・園芸体験やキャンプ入門、環境学習や天体観測などの学びの場
- ⑥ 体験プログラムに関連するアウトドア用品などのショップ
- ⑦ 都心部で不足しているドッグラン、スケートボード場
- ⑧ 隣接する都市公園等とのアクセス、園内移動を楽しめる小型モビリティの導入

### 3) 事業エリア

・広大な里山の整備・管理は困難であり、平坦地である管理棟周辺の駐車場スペース、今後整備を計画する里山広場を主な事業エリアとし、里山の全体又は一部を活動エリアとして一体的に利用することが想定されるとの意見が多くありました。

### 4) 事業手法・事業期間

- ・Park-PFI事業に参画するためには、単独事業者ではなく、建設会社やプログラム運営会社など複数の事業者で共同企業体を構成する必要があるとの意見が多くありました。
- ・現状の公園利用状況や認知度では、Park-PFI事業のみで20年間に利用者を増加させ、収益を確保しようとする場合は事業参画のリスクが高く、公園管理者による施設整備・管理と一体で利用促進に取り組むことが必要との意見がありました。
- ・キャンプ場等の事業手法について、DBO方式や管理委託等による公設民営方式の要望がありました。
- ・Park-PFI以外の事業手法として、通常の設置管理許可により小規模な事業から試行的に着手し、段階的に事業エリアや参加事業者を広げる手法の提案がありました。

### 5) 事業公募にあたっての要望等

- ・基礎造成や幹線インフラは公園管理者が整備するなど、官民の役割分担や費用負担を具体的に示してほしいとの要望がありました。
- ・独立採算制でまとまった面積のエリアを整備・管理する場合は、無料入园区域として施設利用料を徴収するなど、柔軟な料金徴収制度を導入してほしいとの要望がありました。
- ・公園管理者がビジターセンター棟を建設し、民間事業者が建物内に収益施設を整備するなど、計画・設計段階からの官民連携による効果的な施設整備ができると良いとの提案がありました。
- ・管理棟付近を民話エリアとして有効利用するため、管理棟と料金ゲートを「森のゾーン」のメイン駐車場付近に移設できると良いとの提案がありました。

### 6. 今後の予定

今回いただいたご提案やご意見を参考に、「森のゾーン」に適した事業スキームや公募条件等の検討を行い、公募に向けた準備を進めます。公募に関する具体的なスケジュールが決まりましたら、国営明石海峡公園事務所のホームページ等で公表する予定です。  
本調査にご参加いただいた民間事業者の皆様へ感謝を申し上げます。



令和4年8月9日  
国営明石海峡公園事務所

## 国営明石海峡公園淡路地区 海岸ゾーン「アウトドア・ベース」エリア等における 官民連携事業の導入に向けたマーケットサウンディング調査の結果について

### 1. 調査の目的

国営明石海峡公園淡路地区（淡路市、通称：淡路島国営明石海峡公園）では、海岸ゾーン「アウトドア・ベース」エリア等において官民連携事業の導入に向けた検討を進めています。このたび、民間事業者の皆様との対話を通じて事業のアイデアや参画条件などを把握するため、マーケットサウンディング調査を実施しました。



### 2. 調査対象地

国営明石海峡公園淡路地区は、国際的な交流の場として、大規模な土取り場跡地において自然を再生し、「海辺の園遊空間」の創出を目指しています。淡路地区「海岸ゾーン」は、目の前に広がる美しい海の風景と開放感を活かした上質なアウトドア空間の創出や、臨時駐車場を使用したイベント等での利活用を図るため、官民連携による公園事業を推進しています。

### 3. 調査の経緯

日程	内容
令和4年4月25日(月)	サウンディング調査実施要領の公表
令和4年5月16日(月)	事前説明会・現地見学会の実施
令和4年5月27日(金)	質問回答公表
令和4年6月27日(月) ～令和4年7月8日(金)	個別対話の実施 (対面またはWEB形式で簡易提案書をもとに意見交換)

### 4. 調査の参加状況

事前説明会・現地見学会の参加者・・・19社  
個別対話の参加者・・・・・・・・・・・・・16社

### 5. 調査結果の概要

- 1) 立地条件
  - ・参加者の約9割が、本調査対象地のポテンシャルは高いとの意見でした。
  - ・阪神地区から高速道路でのアクセスが良いとの意見が多く、明石海峡大橋で海を横断すること、日帰り可能なリゾート空間であるとの意見がありました。公共交通機関でのアクセスがバスのみであることが課題との意見もありました。

- ・観光が活性化している淡路島において、多くの観光施設との相乗効果が期待でき、既存のPark-PFI施設や隣接施設とも利用者層の棲み分けや連携が可能との意見が多くありました。
- ・現在の公園入園者数から、安定した真客が見込めるとの意見がありました。一方で、平日の公園入園者数が少ない、パークビュー場のみのみでは訴求力が低いなど課題についても意見がありました。
- ・大阪万博など大阪湾ベイエリアの開発、海上・航空輸送の活性化などにより、今後インバウンド需要の増加も想定できるとの意見がありました。

### 2) 事業アイデア

- ・次のような事業アイデアの提案があり、複合的な施設導入の提案もありました。
  - ① パークビュー場（手ぶらパークビュー等）
  - ② キャンプ場（オートキャンプ、グランピング等）
  - ③ 飲食物販施設（屋外レストラン、キッチンカー等）
  - ④ パークビュー場に隣接したスポーツ施設（スケートボード、ボルダリング等）、ドッグラン
  - ⑤ ファミリー層向けの遊戯施設（水遊び場、アトラクション施設、コミュニティ遊具等）
  - ⑦ 海辺・自然を活かした展望施設やアクティビティ導入（マリンスポーツ、自然観察等）
  - ⑧ 公園内及び隣接施設間を移動するためのモビリティ導入（トラムカー、サイクリング等）
  - ⑨ 臨時駐車場や開園区域でのイベント開催（アーバンズポーツ、コンサート、食フェス等）
- ・施設を新設する提案が多くあり、既存施設を改修する提案もありました。

### 3) 事業エリア

- ・参加者の約9割から「アウトドア・ベース」エリアのうち「パークビュー広場」を使用する提案があり、「いそぎの楽園」を一時的に使用する提案も多くありました。
- ・「アウトドア・ベース」エリアでの事業と連携して、「シー・スクエア・ワールド」エリアをイベント会場や駐車場として使用する提案も多くありました。
- ・有料入園区域で事業可能との意見がある一方、無料入園区域が望ましいとの意見もありました。

### 4) 事業手法・事業期間

- ・参加者の7割以上が、公設設置管理制度（Park-PFI制度）を活用し、当該制度の上限となる20年を事業期間として想定しているとの意見でした。また、20年以上の定期借地の提案もありました。
- ・「シー・スクエア・ワールド」エリアでは、占用許可等によるイベント開催の提案もありました。

### 5) 事業への参画意欲・参加形態

- ・参加者の約7割が、本事業への参画に強い関心があるとの意見でした。
- ・参加者の約8割が共同事業体による事業参加を想定しているとの意見でした。

### 6) 事業公募にあたっての要望・提案等

- ・官民で共用する部分（インフラ、広場、海岸護岸等）は公園管理者で整備してほしい。
- ・隣接施設との連携や収益確保等の観点から、夜間・宿泊営業ができるようにしてほしい。
- ・キャンプ場サイトへの荷物搬入のため、利用者の車両乗り入れを認めてほしい。
- ・有料入園区域として事業を実施する場合、入園料と施設利用料を一括で徴収する仕組みが良い。
- ・環境保全など地域貢献への収益還元、地元事業者と連携した運営ができる仕組みにしてほしい。

### 6. 今後の予定

今回いただいたご提案やご意見を参考に、海岸ゾーン「アウトドア・ベース」エリア等に適した事業スキームや公募条件等の検討を行います。民間事業者の本事業への参画意欲を踏まえ、令和5年度以降早期の公募に向けた準備を進めます。公募に関する具体的なスケジュールが決まりましたら、国営明石海峡公園事務所のホームページ等で公表する予定です。

本調査にご参加いただいた民間事業者の皆様にご挨拶申し上げます。

国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーン  
シースケープ・ラウンジエリアの管理運営に関する協定

国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所

H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務  
兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

合同会社 北淡路開発プロジェクト



## 目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (相互協力)	1
第3条 (管理運営の責任分担)	1
第4条 (開園日時等)	2
第5条 (開園期間外及び開園時間以外の管理運営の費用負担等)	2
第6条 (管理運営計画書の確認)	2
第7条 (三者による協議・調整)	2
第2章 Park-PFI 施設以外の管理運営	2
第8条 (公園内の安全管理)	2
第9条 (安全管理)	2
第10条 (海岸北口ゲート門扉の施錠・解錠)	2
第11条 (照明設備の使用・費用負担)	3
第12条 (利用者数の報告)	3
第3章 駐車場の管理運営	3
第13条 (駐車場)	3
第4章 その他	3
第14条 (Park-PFI 施設の名称等)	3
第15条 (有効期間)	3
第16条 (定めのない事項)	3

国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所長（以下「甲」という。）、「国営明石海峡公園運営維持管理業務受託者」（以下「乙」という。）及び「淡路地区海岸ゾーンPark-PFI 事業（以下、Park-PFI 事業）事業者」（以下「丙」という。）の三者（以下「三者」という。）は、国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンシースケープラウンジエリア（以下「本エリア」という。）の管理運営に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が締結する H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務（以下「運営維持管理業務」という。）委託契約（以下「委託契約」という。）、及び甲と丙が締結する淡路地区海岸ゾーン Park-PFI 事業協定書（以下「Park-PFI 事業協定」という。）に定める規定を補完し、本エリアを一体的かつ効果的に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（相互協力）

第2条 本エリアの管理運営に当たっては、都市公園法（昭和31年法律第79号。その後の改正を含む。）を尊重し、三者が相互に協力して、本公園及び本公園内の各施設の安全・安心を確保するとともに、利用者サービスの向上を図ることで、広域的な観光振興や地域経済の活性化に貢献することを目指す。

（管理運営の責任分担）

第3条 本エリアの管理運営の責任分担は、下記のとおりとする。

- 1 甲は、公園管理者として、都市公園法に基づく手続き、甲が設置する公園施設の大規模修繕など乙又は丙が行う管理運営以外の管理を行う。
- 2 乙は、運営維持管理業務の受託者として、本公園の開園期間内かつ開園時間内における運営維持管理業務及び海岸北駐車場における収益事業を行う。
- 3 丙は、Park-PFI 事業の事業者として、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設（以下、「Park-PFI 施設」という。）の管理運営とともに、本公園の開園期間外及び開園時間外の Park-PFI 施設の営業に必要な本エリアの運営管理を乙と連携して行う。また、開園期間内かつ開園時間内に乙が行う運営維持管理業務及び海岸北駐車場における収益事業に協力するものとする。詳細は別途、乙と丙が協議して定め、甲に報告するものとする。
- 4 各区域における責任分担は、別表、別図のとおりとする。
- 5 繁忙期における本エリアの利用者誘導に必要な警備員は、丙が配置する。
- 6 丙が行う Park-PFI 施設以外の管理運営の詳細については、本協定第2章によるものとする。

(開園日時等)

第4条 本公園淡路地区の開園期間及び開園時間については、原則として下表のとおりとする。  
行催事の開催等により、開園期間又は開園時間に変更となる場合は、三者で協議し甲が定める。

表 国営明石海峡公園淡路地区の開園期間・開園時間

開園期間	開園時間
4月1日～6月30日	9:30～17:00
7月1日～8月31日	9:30～18:00
9月1日～10月31日	9:30～17:00
11月1日～3月31日	9:30～16:00

\* ただし、年末年始(12/31,1/1)、2月第2月曜から金曜の休園日は、開園期間外になる。

(開園期間外及び開園時間以外の管理運営の費用負担等)

第5条 第3条第3項で規定する丙が行う管理運営は、丙の費用負担において行う。

2 前項に定める以外に発生する費用の負担に関しては、別途三者で協議して定める。

(管理運営計画書の確認)

第6条 丙は、Park-PFI 事業協定第32条1項及び第62条1項に基づく管理運営計画書(以下「管理運営計画書」という。)において、前条を踏まえ Park-PFI 施設以外の本エリアの管理運営の計画を記載する。管理運営計画書は、乙と必要な調整を行った上で、甲へ提出する。

(三者による協議・調整)

第7条 乙及び丙は、0の確認の結果、必要と認められる場合は適宜、管理運営計画に関し甲による協議・調整を求めることができる。

## 第2章 Park-PFI 施設以外の管理運営

(公園内の安全管理)

第8条 丙は、第3条に規定する、丙の責任に基づき、Park-PFI 施設以外の管理運営を行う時間の安全管理について、第9条から第12条に規定する事項を実施するものとする。

(安全管理)

第9条 丙は、Park-PFI 施設以外の施設の管理運営を行う場合において、乙の運営維持管理業務「業務計画書」に基づく安全管理・消防計画、安全確保、救急救護、防災計画・災害時・異常時対策、公園内巡視等を行うものとし、その方法について乙と協議すること。

(海岸北口ゲート門扉の施錠・解錠)

第10条 丙は、本協定第3条及び第5条に規定する、丙の責任及び費用負担に基づき、Park-PFI

施設の範囲以外の管理運営を行う時間の海岸北口ゲート門扉の施錠及び解錠を行うものとする。

(照明設備の使用・費用負担)

第11条 本エリアの照明設備の使用について、本協定第3条及び第5条に規定する、丙の責任及び費用負担において当該管理許可の範囲以外の管理運営を行う時間については、丙の責任及び費用負担において行うものとする。

(利用者数の報告)

第12条 丙は乙に対し、Park-PFI 事業における日々の施設利用者数を乙に報告する。

### 第3章 駐車場の管理運営

(駐車場)

第13条 丙は、海岸北駐車場において公募対象公園施設利用者に対する駐車料金の無料化処理を行う。

2 乙及び丙は、海岸北駐車場の管理運営について別途協議のうえ内容を定め、甲に報告するものとする。

### 第4章 その他

(Park-PFI 施設の名称等)

第14条 甲及び乙は、丙の承諾を得て、Park-PFI 施設の名称、ロゴ、マーク等を使用する。

(有効期間)

第15条 本協定は、「Park-PFI 事業協定」及び「委託契約」が存続する限り、効力を有するものとする。

(定めのない事項)

第16条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、三者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別表

区域	使用区域番号	施設名	設置者	管理形態	管理運営を行う者			備考
					開園前営業	開園時間	閉園後営業	
Park-PFI施設	1	公募対象公園施設	丙	設置管理許可	丙	丙	丙	
		温浴棟						
		カフェ・レストラン棟 サイクル棟 従業員用駐車場 (舗装広場)						
		園路・広場 休憩所・ベンチ 花壇・植栽						
駐車場	2	特定公園施設	丙	管理許可	乙・丙	乙	乙・丙	
		占用物件	丙	占用許可	乙・丙	乙	乙・丙	
その他区域	3	海岸北駐車場(管理許可区域 料金ゲート部分)	甲	管理許可	乙・丙	乙	乙・丙	注1:甲が行う都市公園法に基づく許可手続き、大規模修繕等を除く。 注2:別途詳細な役割分担は乙丙協議により定める。開園時間中においても丙は乙に協力する。
		プロムナード(園路、柵) 展望デッキ(休憩所) 海岸北駐車場(管理許可区域外 料金ゲート部分以外) 門及び柵(海岸北ゲート門扉、南鶴崎臨時ゲート門扉、車止め) 照明施設、放送施設(スピーカー)、監視カメラ 植栽(散水設備含む) 上下水道管路、電線管路	甲	管理委託	丙	乙	丙	











別 添

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	令和 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	令和 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 (地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物 等)			
保護者等の見守り状況			

当該施設の写真・図面

<input type="checkbox"/> 別紙添付あり <input type="checkbox"/> 別紙添付なし			
事故発生後の対応			
負傷者の 救助内容	応急手当		
	搬送		
当該施設の 措置の内容	応急措置		
	本格的な措置		
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防	<input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省
	備考		
記録者			
氏名		所属	

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)